

2019年7月1日

株式会社 KADOKAWA と
株式会社 KADOKAWA Future Publishing との
吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号

株式会社 KADOKAWA

代表取締役社長 松原 真樹

東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号

株式会社 KADOKAWA Future Publishing

代表取締役社長 関谷 幸一

株式会社 KADOKAWA(旧商号:カドカワ株式会社、以下、「吸収分割承継会社」という。)及び株式会社 KADOKAWA Future Publishing(旧商号:株式会社 KADOKAWA、以下、「吸収分割会社」という。)は、吸収分割承継会社と吸収分割会社間の 2019 年 5 月 14 日付吸収分割契約に基づき、吸収分割会社の全ての事業(但し、株式会社ビルディング・ブックセンター及び株式会社 KADOKAWA KEY-PROCESS の株式の所有に係る事業を除く)に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本件吸収分割」という。)を実施しました。

本件吸収分割に関する事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2019 年 7 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、785 条、787 条、789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過(吸収分割をやめることの請求)

吸収分割会社の発行済株式の全てを所有する吸収分割承継会社は、本件吸収分割をやめることの請求をいたしませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しております。吸収分割会社の発行済株式の全てを所有する吸収分割承継会社は、会社法第 784 条第 1 項本文に規定する場合における当該特別支配会社であるため、会社法第 785 条第 2 項第 2 号の規定により、反対株主の買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過(債権者の保護)

本件吸収分割において、吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、全て重畳的債務引受の方法によるため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過(吸収分割をやめることの請求)

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、吸収分割承継会社の株主には本件吸収分割の差止請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過(反対株主の買取請求)

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議を経ずに本件吸収分割を実施しており、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、吸収分割承継会社の株主には株式買取請求権が認められておりません。したがって、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過(債権者の保護)

吸収分割承継会社は会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2019 年 5 月 24 日付の官報及び同日付で掲出した電子公告により、吸収分割承継会社の債権者に対し、本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2019 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社より、吸収分割会社の全ての事業(但し、株式会社ビルディング・ブックセンター及び株式会社 KADOKAWA KEY-PROCESS の株式の所有に係る事業を除く)に関して有する権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

2019 年 7 月 16 日付で本件吸収分割に係る変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上